

春の運動スタート!! 会員・読者を増やしましょう!!

# 名古屋北部民商ニュース

2017年1月16日(月)発行

No.216

## 名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL [jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp](mailto:jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp)

## 危険だらけのマイナンバー 取り扱わないことが「安心」

個人番号(マイナンバー)法の施行により、平成28年の源泉徴収票や確定申告書などに「給与支払を行う個人事業主」「給与受給者」「控除対象扶養親族」はもちろん「16歳未満の扶養親族」の個人番号を記載することとされました。

従業員などから個人番号(マイナンバー)の提供を受ける場合は、マイナンバーカードのほか、運転免許証や健康保険証などで本人確認を行い、その書類を保存しなければなりません。

さらに、マイナンバーを取り扱う際は「管理者」を決め「鍵付きロッカー」または金庫で保管し、不要となった際は番号が特定できないよう「シュレッダー」にかけることなど、厳重な管理が求められています。

万が一、個人番号を流出・漏えいしてしまった場合、取扱者(事業主)は「4年以下の懲役または200万円以下の罰金」などの罰則があります。

一方で、マイナンバーを取り扱わないこと、記載しないことへの『罰則』はあ

りません。取り扱わない、記載しないなどの場合は、その旨を明確に意思表示する必要があります。

自治体による誤交付などの事故や個人情報流出による事件などが発生しています。

浦野税理士などが提唱している「マイナンバー非番三原則」Ⅱ「持たず」「使わず」「使わせず」が『安心』『安全』です。

いろいろな機会に『学習会』を開催しています。参加して『自衛』しましょう。

**所得税申告学習会…2月7日(火)  
消費税申告学習会…2月14日(火)**  
いずれも、夜7時、民商事務所・3階

## 支部の忘年会で交流深める

平安支部と黒川支部が合同で忘年会を会員の中華料理『華膳』で開催し、19人が参加しました。

西支部も会員の居酒屋『菜里田』で開催し12人が参加しました。

ビールなどでのどを潤し、おいしい料理に舌鼓を打ちながら、楽しいひと時を過ごし、交流を深めることができました。



平安&黒川支部の忘年会(上)  
西支部の忘年会(左)

## 中小企業法務プラス！ワンポイント

### ～ 法廷ウォッチングあれこれ ② ～

前回に引き続いて、ハウネットで定期的にやっている法廷ウォッチングのよもやま話で、参加した皆さんがよく驚いたり質問が出る話題を取り上げてみます。

### 《同じ時間にたくさんの事件が??》

法廷の入り口ドア付近に、その日行われる予定の裁判の一覧表が貼ってあります。みんなそれを見ながらどんな事件が行われているか確認して、中に入るわけです。

ところが、一覧表に書いてあるそれぞれの事件の時間を見ると、3件も4件もの事件が同じ時間に行われることになっています。これを見ると、「同じ時間にいくつもの事件を平行してやるのだろうか?」という疑問をお持ちになります。

しかし、聖徳太子じゃあるまいし、数多くの当事者から同時に話を聞いて理解することはさすがの裁判官もできません。

これは、一つの事件(弁論)の短さに理由があります。前回紹介したように、通常の弁論だと一つの事件に数分しかかかりません。ですから、事件ごとに一覧表を作ろうとすると、まさに分刻みのスケジュールにならざるをえないので、それを避けて、複数の事件当事者を同時刻に呼び出しておいて、双方当事者が揃った事件から順番に弁論を行っていく、という方法が慣習として定着したのです。だいたい15分ごとに2～3件の当事者が呼び出されているのが通常です。(次回に続く)

2017年1月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!